

次期 滋賀県児童虐待防止計画
(原 案・修正版)

平成27年2月
滋 賀 県

次期 滋賀県児童虐待防止計画 原案 目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 児童虐待をめぐる現状	3
1 滋賀県の現状	3
2 国の動向や社会情勢の変化	14
第3章 児童虐待をめぐる課題	17
1 子ども家庭相談機能の強化	17
2 子どもの家庭的な養育環境の充実	18
3 子どもの自立支援の強化	18
4 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進	19
第4章 計画の基本理念	20
第5章 具体的施策の推進	21
行動目標Ⅰ 児童虐待の未然防止	21
(1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成	21
(2) 未然防止に有効な子育て支援の充実	22
(3) 子ども自らの人権意識の向上	22
行動目標Ⅱ 児童虐待の早期発見・早期対応	24
(1) 保健・医療・福祉の連携による早期発見と支援	24
(2) 特に養育支援が必要な家庭に対する支援	25
行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア	27
(1) 一時保護機能の充実	27
(2) 児童養護施設、里親委託等の受入れ体制の整備	27
(3) 子どもの権利擁護・被虐待児等へのケアの充実	28

行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援・・・ 3 1

(1) 家庭復帰、自立支援・・・ 3 1

(2) 施設退所後の自立に向けた支援・・・ 3 2

行動目標Ⅴ 子ども家庭相談体制の機能強化と市町・関係機関との連携の強化

・・・ 3 4

(1) 子ども家庭相談センターの機能強化・・・ 3 4

(2) 市町との連携・・・ 4 0

(3) 関係機関との連携・・・ 4 3

行動目標Ⅵ 児童虐待の視点を持った配偶者からの暴力（DV）の防止

・・・ 4 6

第6章 計画の推進に向けて・・・ 4 7

1. それぞれが果たす役割・・・ 4 7

2. 計画の推進体制・・・ 4 8

3. 計画の進行管理・・・ 4 8

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

近年、少子化・核家族化や、育児の孤立化による親の子育ての不安感や負担感の増大、経済的問題等さまざまな要因により児童虐待相談件数は増加しており、また、子どもが命を失う場合もある等深刻化しています。

本来最も安心できる家庭で起こり、最も愛されるべき保護者から受ける児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、あってはならないもので、心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代まで引き継がれるおそれもあり、最悪の場合には命を奪ってしまいます。

平成16年の児童福祉法の改正により、市町が児童家庭相談の第一義的な窓口とされ、また、同年の児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の改正により、学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員などの子どもに関わる機関（者）には、早期発見における通告義務が明確化されるとともに、地方公共団体の施策に協力するように努めなければならないとされました。さらに、平成19年、20年の児童福祉法の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定され、支援対象が従来の要保護児童から要支援家庭等まで拡大されました。

このように児童虐待に対応するため、制度の改正が行われていますが、全国的に児童虐待相談は増加しており、死亡事例など深刻な事例も発生しています。

本県においても、児童虐待相談件数は年々増え続け、平成25年度には、市町と子ども家庭相談センター合わせて5,109件、前計画策定時である平成22年度の3,231件から1,878件、58%の増加となっています。

子育てについては、本来、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）に第一義的な責任があります。しかし、児童虐待は、子ども自身にとって最も安心できるはずの家庭の中で起こることから、その発見や対応が難しく、子どもの人権を守り、子どもが安全に安心して生活していけるよう、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

さらに近年は、家庭的養護の推進や、居住実態が不明な児童・要支援家庭の把握と支援、医療や母子保健との連携強化等新たに対応すべき課題も出てきています。

そうした状況の中、県においては平成18年4月に制定された「滋賀県子ども条例」により、平成19年6月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、市町、関係機関および県民と連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対

応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

そして、子どもが虐待で命を落とすことがない社会とすることは勿論、児童虐待が子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに次世代まで影響を及ぼすことから、子どもの権利擁護の観点に立って、子どもが安全で安心して育って行ける社会をめざし、これまで計画の改訂をしながら取り組みを進めてきました。

このたび、平成26年度で終期を迎えることに伴い、児童福祉法の改正や、児童虐待をめぐる状況の変化、社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ、子どもの最善の利益を保障するため、現行計画を見直し、次期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- ①滋賀県子ども条例第12条に基づく、滋賀県児童虐待防止の実施計画
- ②淡海子ども・若者プランを推進するための実施計画

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第2章 児童虐待をめぐる現状

1 滋賀県の現状

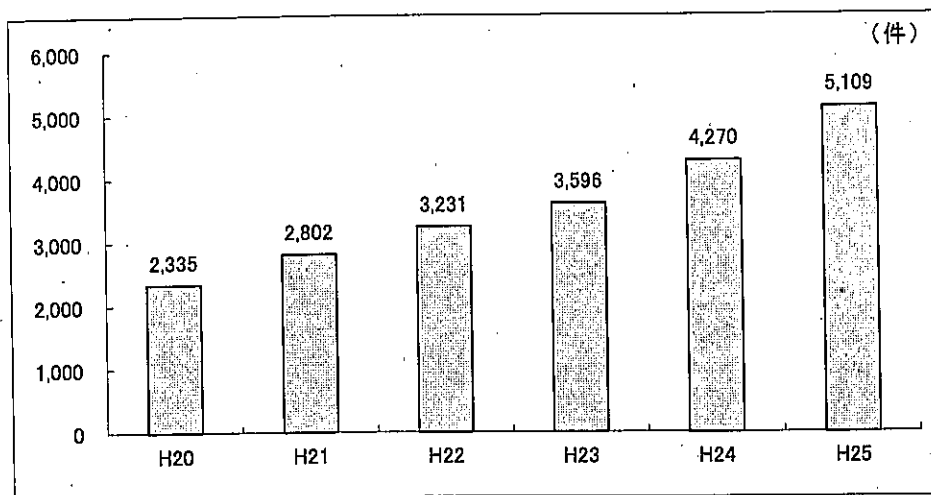
平成25年度の相談件数は5,109件で、はじめて5,000件を超えています。経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に虐待相談件数は年々増加しています。

前計画の始期である平成22年度の相談件数3,231件と比較すると平成25年度の相談件数は1,878件、58.1%増となっています。

虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものが約5割と最も多く、また、子どもの衣服の衛生状況や摂食の状況等から気づくことの多い「ネグレクト」が最も多くなっていることから、地域社会が児童虐待の早期発見の意識を持って、子どもの日常の様子を見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン等の取組により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加している側面もあります。

<相談件数>

○5,109件で、前年度比839件の増(+19.6%)となっています。

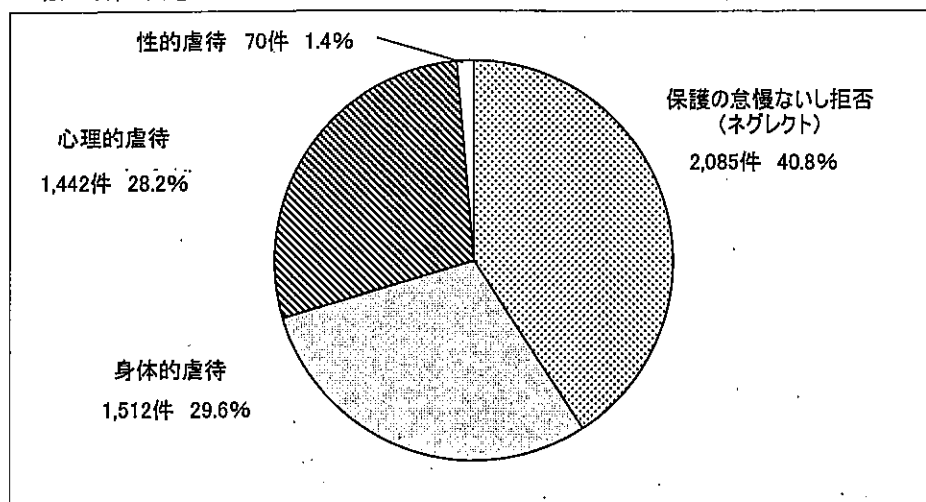


※本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターの件数を合わせ、そこから市町とセンターが連携して支援・対応している件数を調整したものを公表しています。

(センター1,283件+市町5,083件-1,257件(連携分) = 5,109件)

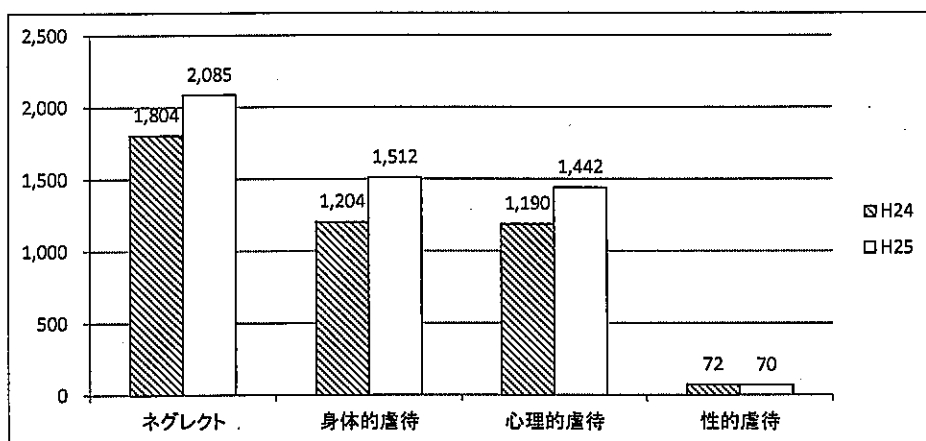
<虐待種別>

- 「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 2,085 件（40.8%）と最も多く、「身体的虐待」が 1,512 件（29.6%）、「心理的虐待」が 1,442 件（28.2%）、「性的虐待」が 70 件（1.4%）となっています。



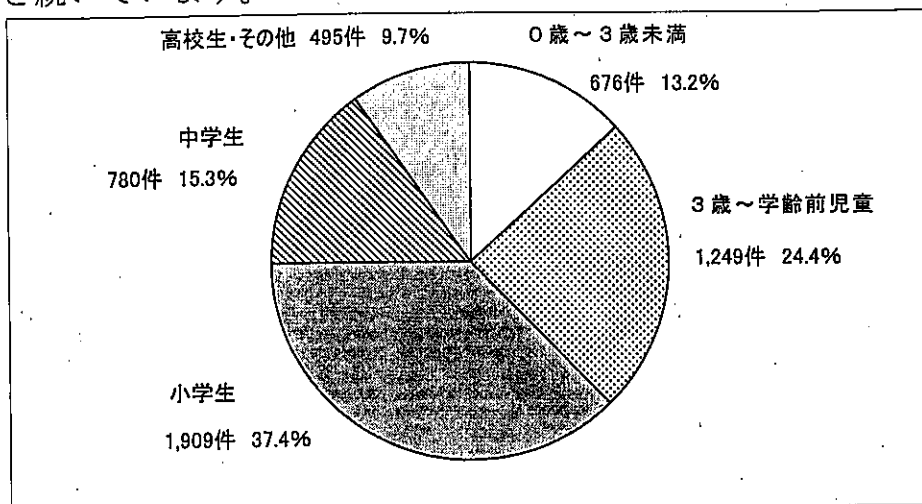
- 前年度比では、「身体的虐待」が 308 件増と最も多く、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 281 件増、「心理的虐待」が 252 件増と続いています。

(件)



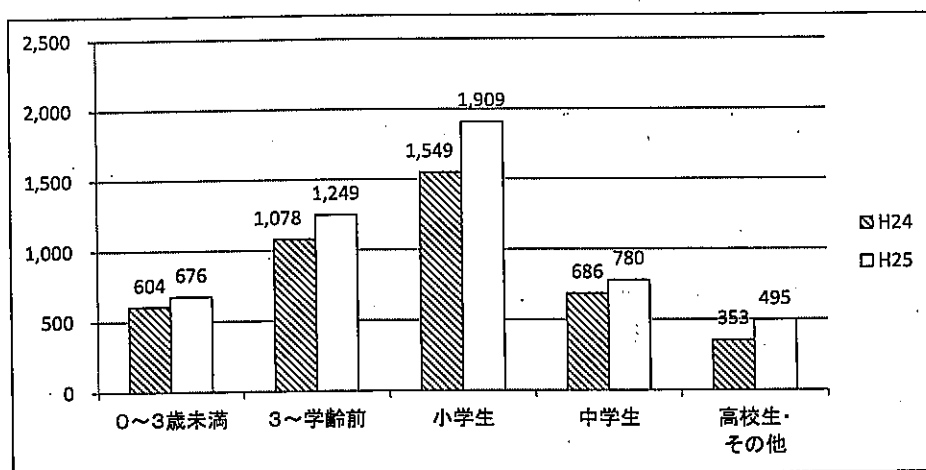
<年齢別>

○「小学生」が1,909件（37.4%）と最も多く、「3歳～学齢前児童」1,249件（24.4%）「中学生」780件（15.3%）、「0歳～3歳未満」が676件（13.2%）と続いています。



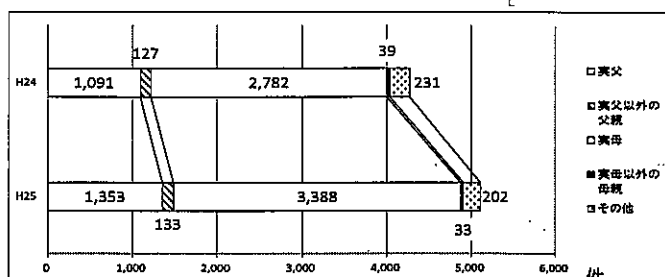
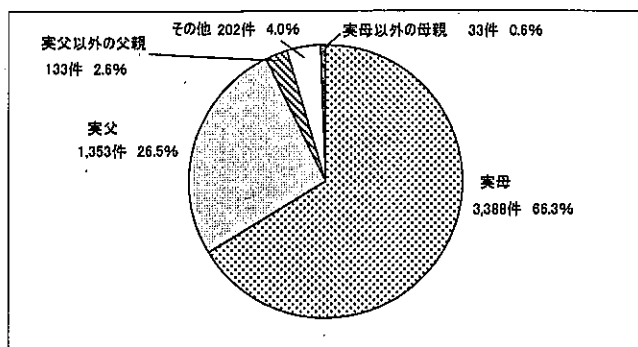
○前年度比では、「小学生」が360件増と最も多く、「3歳～学齢前児童」171件増、「高校生・その他」が142件増と続いています。

(件)



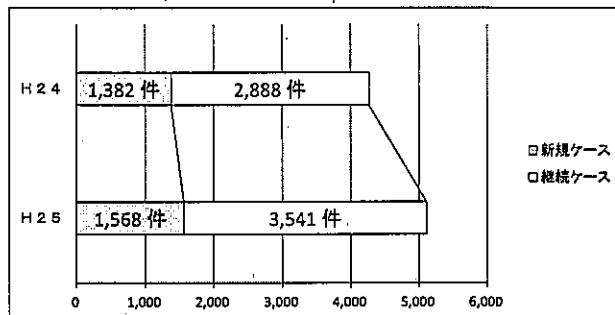
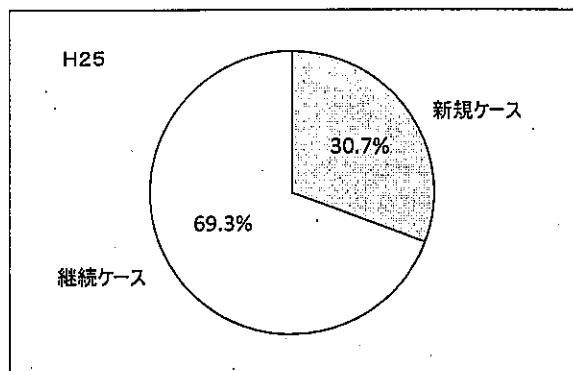
<主な虐待者の内訳>

○「実母」が 3,388 件 (66.3%)、「実父」が 1,353 件 (26.5%) であり、前年度と比較すると「実母」が 606 件増、「実父」が 262 件増となっています。



<新規・継続別>

○「新規ケース」が 1,568 件 (30.7%)、「継続ケース」が 3,541 件 (69.3%) で、前年度と比較すると、「新規ケース」が 186 件増、「継続ケース」653 件の増加となっています。



<虐待通告>

○センターに寄せられた通告は、922 件で、前年度より 231 件増となっており、「近隣・知人」からの通告が 444 件（48.2%）と最も多くなっています。

前年度比では、「近隣・知人」の 121 件増が最も多く、「学校等」の 80 人増、「医療機関」の 32 人増と続きます。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H24	53	43	323	17	3	38	10	84	3	73	44	691
H25	0	39	444	1	0	70	17	98	3	153	97	922
H25構成比率	0.0%	4.2%	48.2%	0.1%	0.0%	7.6%	1.8%	10.6%	0.3%	16.6%	10.5%	100.0%
増減	△ 53	△ 4	121	△ 16	△ 3	32	7	14	0	80	53	231

<一時保護>

○一時保護所での「保護件数」は 267 件で、前年度より 47 件減ですが、「1 日あたりの平均保護人数」は 24.2 人と前年度とほぼ同数です。また、「一人あたりの平均在所日数」は 33.1 日で、前年度より 4.5 日増となっています。特に「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は 36.7 日で、前年度より 5.5 日増となっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		虐待ケースの平均日数
H24	314	228	24.6	19.5	28.6	31.2
H25	267	192	24.2	19.3	33.1	36.7
増減	△ 47	△ 36	△ 0.4	△ 0.2	4.5	5.5

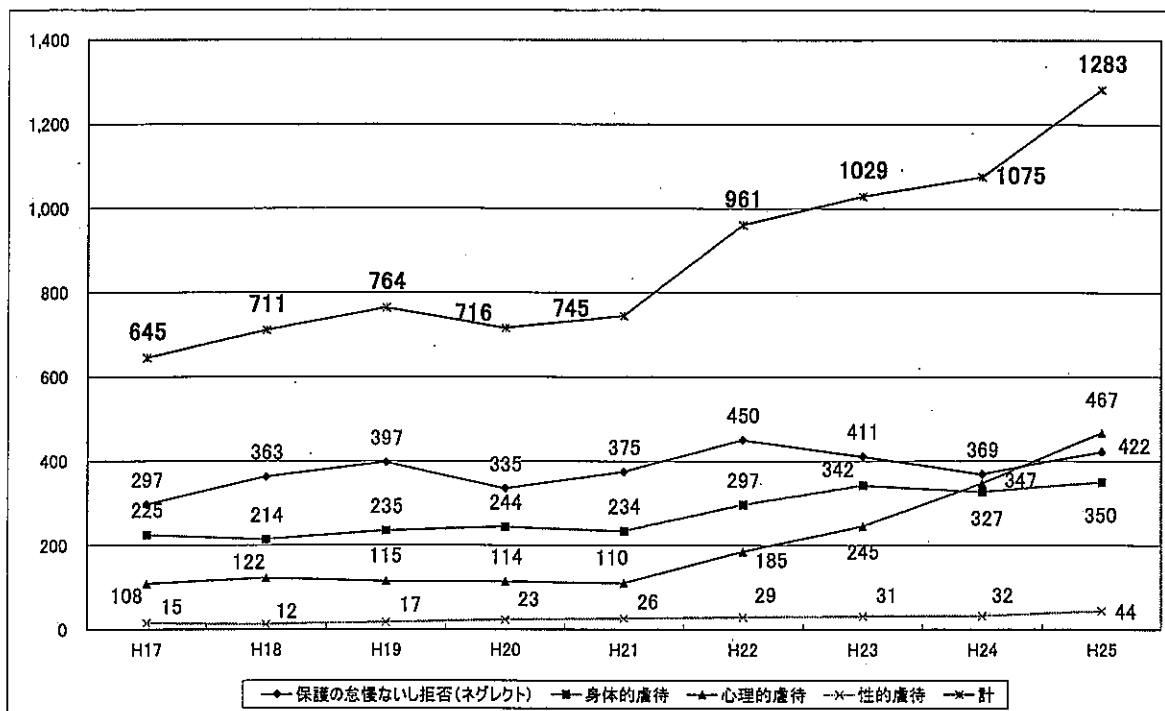
《センター・市町別》

＜相談件数の推移＞

○センターでは、平成 22 年度以降の伸びが大きく、うち「心理的虐待」の伸びが大きくなっています。また、市町の相談件数も増加を続けています。

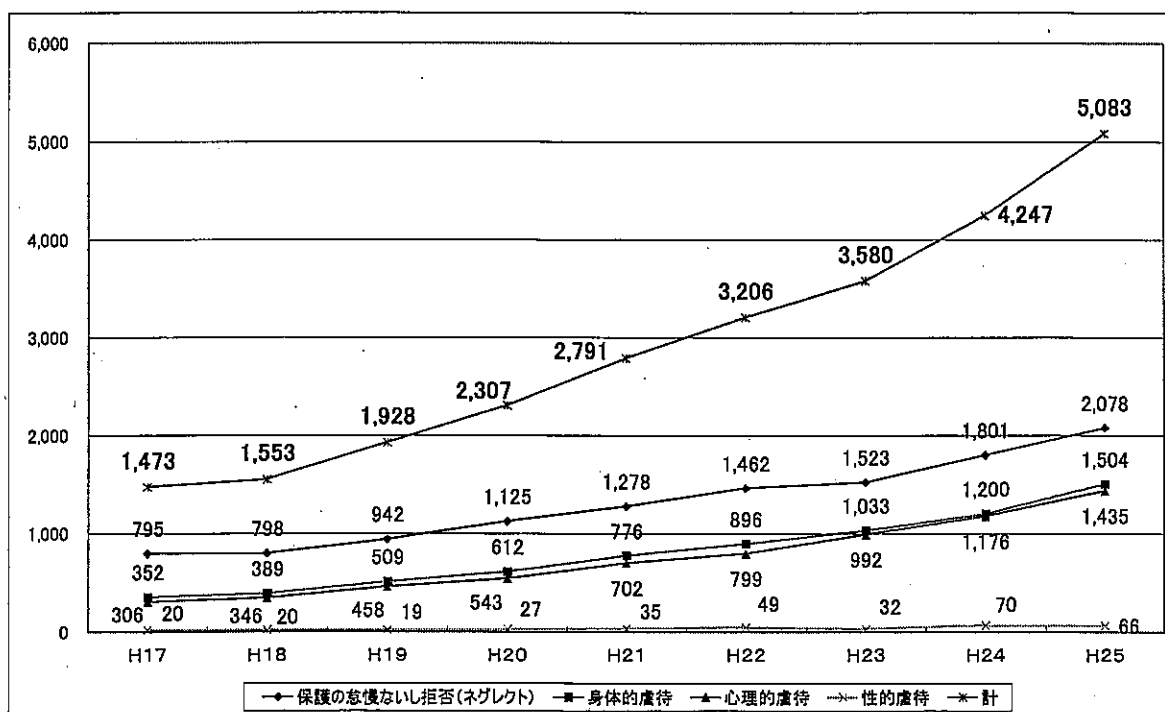
【センターの推移】

件



【市町の推移】

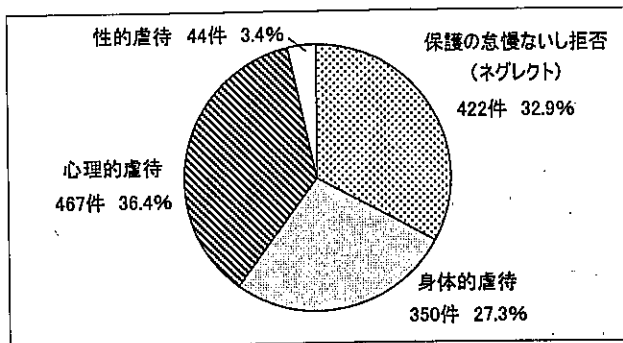
件



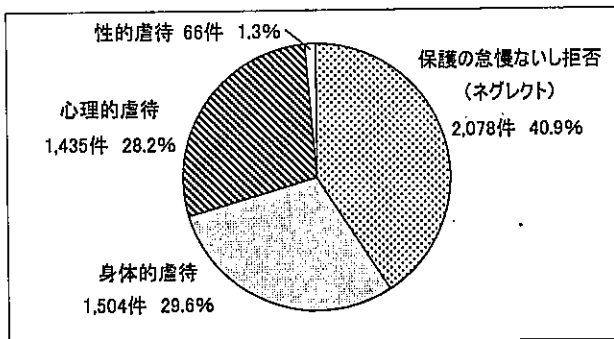
<虐待種別>

○センターでは、「心理的虐待」が 36.4%と最も多く、市町では、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 40.9%と最も多くなっています。

【センター】



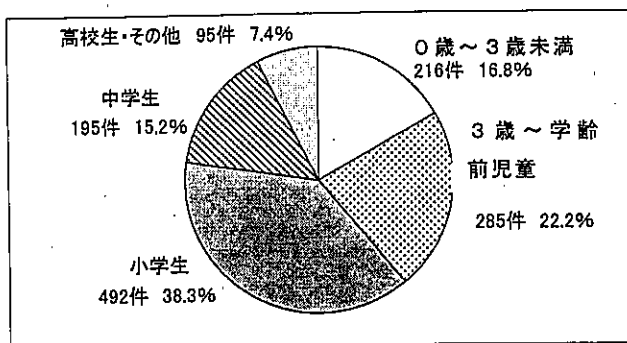
【市町】



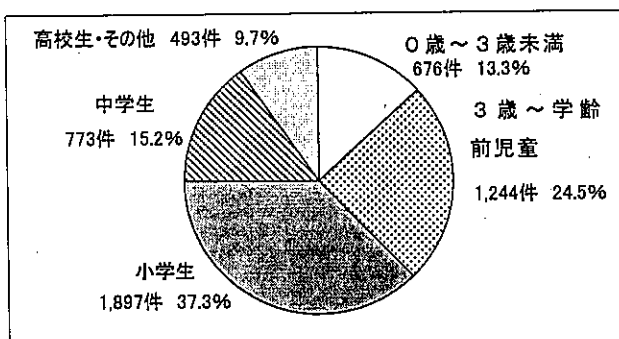
<年齢別>

○センター、市町ともに「小学生」の占める割合が約 40%と最も高く、小学生以下で 75%以上を占めています。

【センター】



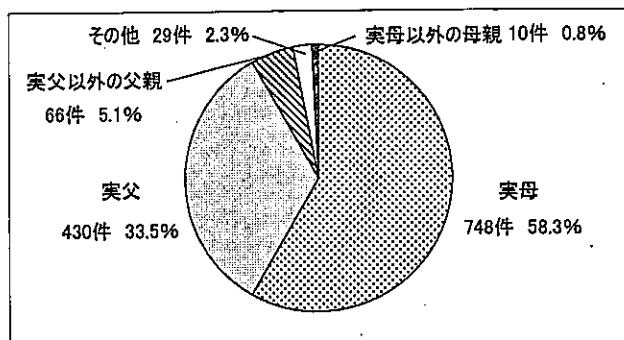
【市町】



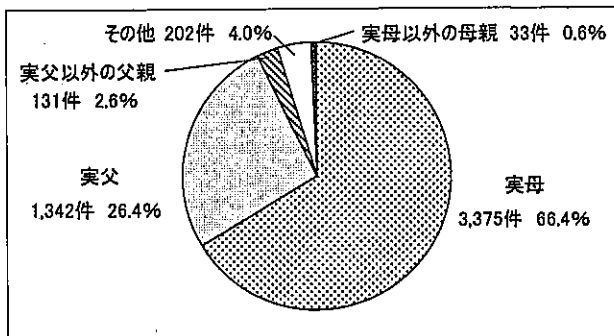
<主な虐待者の内訳>

○センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター58.3%、市町 66.4%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター33.5%、市町 26.4%となっています。

【センター】



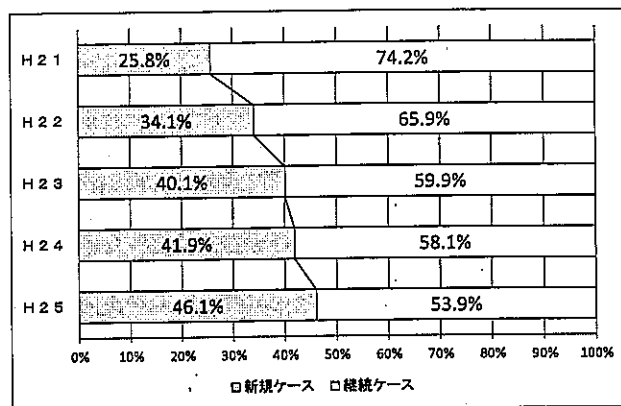
【市町】



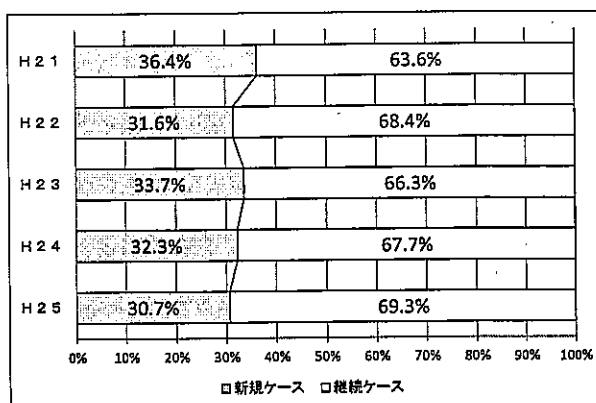
<新規・継続別>

○センターでは、新規ケースが 46.1%で、増加傾向にあり、市町の新規ケースは30.7%となっています。

【センター】



【市町】



【平成25年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	592	130	561	1,283
構成比率	46.1%	10.1%	43.7%	100.0%

【平成25年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,561	88	3,434	5,083
構成比率	30.7%	1.7%	67.6%	100.0%

<虐待の相談経路>

○センターでは、市町からの相談が 581 件で最も多く、全体の 45.3%を占めています。市町は、市町（保健センター等）が 1,516 件で、学校等が 1,353 件と続いています。

【センター】

(件)

	家族・ 親戚	近隣・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H24	129	124	6	425	6	1	47	20	82	5	132	98	1,075
H25	125	180	9	581	0	1	42	15	76	3	120	131	1,283
H25構成 比率	9.7%	14.0%	0.7%	45.3%	0.0%	0.1%	3.3%	1.2%	5.9%	0.2%	9.4%	10.2%	100.0%
増減	△ 4	56	3	156	△ 6	0	△ 5	△ 5	△ 6	△ 2	△ 12	33	208

【市町】

(件)

	家族・ 親戚	近隣・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H24	367	254	12	1,238	75	15	99	364	67	84	1,064	608	4,247
H25	431	279	8	1,516	76	14	113	408	59	109	1,353	717	5,083
H25構成 比率	8.5%	5.5%	0.2%	29.8%	1.5%	0.3%	2.2%	8.0%	1.2%	2.1%	26.6%	14.1%	100.0%
増減	64	25	△ 4	278	1	△ 1	14	44	△ 8	25	289	109	836

<立ち入り調査>

	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの
H21	0 件 (0 人)	0 件 (0 人)
H22	0 件 (0 人)	0 件 (0 人)
H23	0 件 (0 人)	0 件 (0 人)
H24	1 件 (1 人)	1 件 (1 人)
H25	1 件 (1 人)	1 件 (1 人)

※立ち入り調査時の調査質問に対して保護者等は、正当な理由なくしてこれを拒むことができないなど、立ち入り調査の権限は強制力を持つものです。

注) 児童虐待防止法第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(以下略)

<虐待相談に対する入所措置>

(件)

	児童福祉施設 入所	里親委託	計
H21	47	13	60
H22	56	6	62
H23	48	14	62
H24	59	18	77
H25	32	8	40

<強制入所措置の家庭裁判所への申立>

	申立件数	承認件数
H21	13 件	7 件
H22	10 件	9 件
H23	5 件	6 件
H24	8 件	5 件
H25	6 件	6 件

※児童福祉法第28条の規定に基づく申立

当該年度内緒承認件数のため、前年度に申し立て、年度を超えて承認されたものも含まれます。

注) 児童福祉法第28条

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者……の意に反するときは、都道府県は、……次の各号の措置を採ることができる。

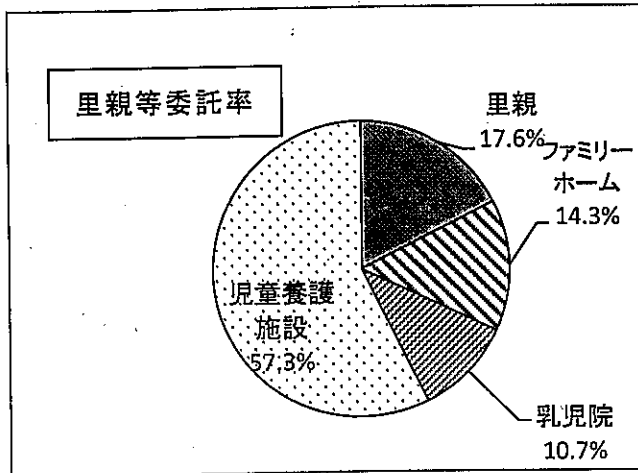
- 一 保護者が親権を行う者……であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。(以下略)

<里親等委託率>

○平成 26 年 3 月 31 日現在の里親・ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設で生活する子どもの総数の内、里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合（里親等委託率）は 31.9%となっています。

全国平均（14.8%（平成 24 年度末））と比較して上回っています。

里親委託率（平成 26 年 3 月 31 日現在）



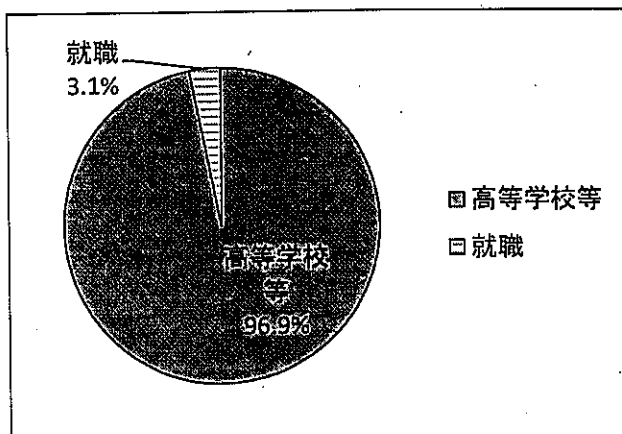
<児童養護施設等や里親等で暮らす子どもの進路の状況>

（平成 26 年 5 月 1 日現在）

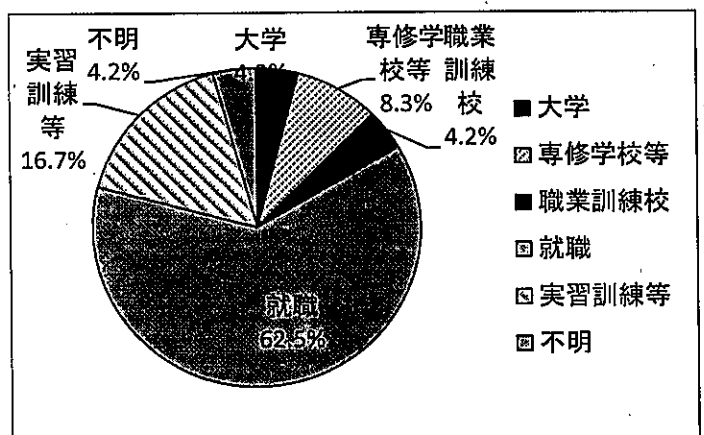
○中学生は 9 割以上が高校に進学しています。

また、高校生は 6 割の子どもが就職し、大学や、専修学校に進学する子どもは 12.5%となっています。

【中学生】



【高校生】



2 国の動向や社会情勢の変化

社会的養護のもとで生活する子どもが、適切な養育環境で安心して生活していけるよう施設の小規模化および家庭的養護の推進に取り組むよう国から求められています。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のため各関係機関で連携し、情報の共有を徹底し対応するよう国から通知がされています。

そして、子ども家庭相談センターの親権制限に関する権限強化のため「民法等の一部を改正する法律」が施行されています。

・保育所や学校と連携した要保護児童の出席状況等の把握（「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」平成22年3月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

児童虐待により子どもが死亡した事例の中で、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つと指摘される事例が他府県でありました。

このため、学校および保育所から市町または児童相談所への児童虐待の防止に係る資料および情報の定期的な提供に関し、児童虐待の防止に関する法律第13条の3の規定に沿った、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項等基本的な考え方が国から示され、それに沿った対応が求められています。

・子ども家庭相談センターの親権制限に関する権限強化（「民法等の一部を改正する法律」の施行について」平成23年6月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度が新設され、法人または複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正が行われました。

これに伴い家事審判法および戸籍法について所要の改正が行われるとともに、里親委託中等の親権者がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正が行われました。

・医療や母子保健との連携強化（「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

国により公表されている「社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第7次報告（平成23年7月）において、日齢0日児の死亡事例が報告され、これを受けて国では、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制整備を求めています。

このような状況も踏まえ、妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等の悩みを抱える母親などの養育支援を特に必要とする家庭をできるだけ早期に把握し、各関係機関が連携し養育支援を行うことにより、家庭の養育力の向上を図り、児童虐待を防止する取り組みが求められています。

・施設の小規模化と家庭的養護の推進（「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会および社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、社会的養護は原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことが必要とされており、その旨取り組むよう国からも求められています。

・要支援家庭の把握と支援（「養育支援を特に必要とする家庭の把握および支援について」平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

児童虐待による死亡事例の中には早期から関係機関が情報を共有し、連携協力していれば死亡に至らなかった事例もあると考えられることから、国においては、虐待の発生予防の取り組みを求めています。

これに対応するには、各保健・福祉サービスの実施機関や市町の関係部門と児童虐待担当部門との情報共有が必要と考えられます。

また、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有と連携した支援、児童相談所との連携等について実施体制を確認し、虐待の発生および深刻化を予防するための体制整備を推進していくことが求められています。

・ 居所不明児童の把握（「「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について（協力依頼）」平成 26 年 4 月 11 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

平成 26 年 5 月 1 日時点で「居住実態が把握できない児童」について、所在把握のための市町村の取組状況等に関する調査を国が実施しました。

その結果を受けて、平成 26 年 8 月 29 日には「児童虐待防止対策に関する副大臣会議」が開催され、居住実態が把握できない児童については、「政府全体として把握に努める」とされました。

このような状況の中、居住実態が把握できない家庭を含む養育支援を特に必要とする家庭の把握および支援、居所不明の児童生徒について実態把握を把握していくことが求められています。

第3章 児童虐待をめぐる課題

1 子ども家庭相談機能の強化

- 子ども家庭相談センターは、児童福祉向上のために、子どもや家族の問題に幅広く対応することが求められており、期待されている役割を果たすためには、その機能が十分に発揮できる組織体制が必要です。

特に、専門的な知識や技術を用いた、子どもや保護者への直接支援を行う機能と、地域で児童相談に取り組む市町を支援する機能を、安定かつ持続的に働かせていくことが必要です。

さらに、保護者のニーズに基づく一般的な相談援助活動に加え、保護者の相談ニーズが低く介入型のケースワークが必要となる児童虐待ケースについても、専門職員が能力を発揮して、効果的な援助が行われるようチーム体制を確保することが必要です。

- 児童虐待相談の第一義的な窓口である市町は、量的に増加し、質的に困難化する児童虐待相談への対応に苦慮しています。

子ども家庭相談センターは市町と役割分担しつつ、市町への助言と後方支援を行っていくことが必要です。

そして、子ども家庭相談センターが市町と積極的な連携を図ることが、子ども家庭相談センターも含めた支援者側全体の力量向上や適切な支援の実施につながり、県全体での効果的な子ども家庭相談体制の実現につながると考えられます。

- 児童虐待等を理由として、施設や里親を必要とする子どもに対して、必要な社会的養護の場の確保に努める必要があります。

また、子ども家庭相談センターは、措置（委託）後の子どもへのケアや親子関係の修復・家庭復帰（家族再統合）および児童の自立に向けて、施設や里親との情報共有や施設や里親への支援を強化するための体制を整備することが必要です。

- 相談件数が増加を続け、複雑化・困難化する児童虐待の問題に対応するためには、子ども家庭相談センターは、市町や施設・里親だけでなく、保健医療機関、福祉機関、教育機関、児童家庭支援センターおよび司法機関等のそれぞれの専門機関と協働していくことが必要です。

2 子どもの家庭的な養育環境の充実

- 子どもの養育は、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、本来保護者を中心とする大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促されることが必要です。
- 子どもは適切な養育を受けることにより、よりよく生きていくために必要な意欲や、より良い人間関係を築くための社会性を獲得します。また、信頼できる大人の存在を通して、適切な自己イメージを形成するとともに、生きるための自信を得ていきます。
- 虐待により家庭での適切な養育が受けられない子どもたちについては、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで養育される必要があります。子どもの抱える課題により、丁寧に対応できるよう、里親や小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）への委託の拡大や、本県の実情を踏まえた施設の小規模化を進めていく必要があります。

3 子どもの自立支援の強化

- 親子関係の修復・家庭復帰は、子どもの福祉にとって最も望ましいことですが、必ずしも、そのように進まないことがあります。しかし保護者の援助を受けられない場合、自立して生活していくにあたり後ろ盾がなく、住居や進学、就職等さまざまな場面で困難に直面することが予想されます。子どもが家庭に戻れない場合には、児童養護施設等（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を退所後、または里親委託解除後、できる限り順調に新しい生活のスタートラインに立って、社会に自立していけるよう支援していくことが必要です。
- 自立してからの生活で困らないように、施設の退所までに、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等社会で必要となる情報や諸手続きなど、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人、職業人に求められるマナーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力を身に付けられるよう支援していくことが必要です。

4 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

- 児童虐待防止法第11条では、虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号措置が採られた場合、その保護者は子ども家庭相談センターの親子関係の修復・家庭復帰（家族再統合）を含む指導を受ける義務が定められています。さらに、児童福祉法第28条措置（強制的な措置）や保護者が拘留されているケースなど、親子関係の修復・家庭復帰（家族再統合）への取り組みが困難な事例が増えており、子ども家庭相談センターの専門的技術の向上による的確なケースマネジメントと実施体制の強化が求められます。
- 子ども家庭相談センターは、児童養護施設等からの退所や里親委託解除に際しては家庭復帰支援プログラムを実施することが必要であり、さらにその後の家族支援のため、児童養護施設等（家庭支援専門員）や里親、市町や市町の要保護児童対策地域協議会などとの連携が必要です。

第4章 計画の基本理念

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、命を失う場合があるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

県や市町、子どもに関わる関係機関、県民がそれぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの切れ目のない支援を行うとともに社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の観点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を目指します。

- 子どもが虐待により命を落とすことのない社会の実現
- 子どもの人権が尊重され、安全に安心して育っていける社会の実現
- 児童虐待により傷ついた子どもを支え、安全安心な育ちを保障する社会の実現

第5章 具体的な施策の推進

行動目標Ⅰ 児童虐待の未然防止

基本目標

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、児童虐待を起こさない地域づくりを進めるとともに、子どもや保護者が必要な支援につながるよう取組を進めます。

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について、県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域のさまざまな関わりの中で支えていきます。

具体的取組

(1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

○ 県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動

・児童虐待が子どもに及ぼす影響、地域の子どもを見守り、育てることの重要性、通告の意味や通告先など、児童虐待防止について、県民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む県民意識を高めるため、市町、関係機関・民間団体、企業などと協働しながら、「児童虐待防止推進月間」を中心にオレンジリボンを活用した啓発活動（街頭啓発、オレンジリボンカードの配布、各種広報媒体の活用等）を行います。

・5月の「児童福祉月間」、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に街頭啓発などの啓発活動を実施します。

○ 要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進

・児童虐待防止対策を総合的に推進するため、福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、各関係機関の行動目標を定めるなど、児童虐待の防止のための取組の充実と関係機関の連携強化を図ります。

・11月の「児童虐待防止推進月間」に向けて、キャラバン隊を編成し、各市町を巡りオレンジリボンを活用した啓発活動を実施し、市町における児童虐待防止に向けた取組を支援します。

○ **早期発見義務の徹底**

- ・学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員など子どもに関わる機関（者）は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めるよう研修や、出前講座を実施します。

○ **民間団体との協働**

- ・児童虐待防止活動を行う民間団体と連携して啓発活動を推進するとともに、これらの団体の活動に対して支援を行います。

(2) 未然防止に有効な子育て支援の充実

○ **地域における子育て支援の推進**

- ・民間団体や住民等が連携し、見守りや仲間づくりなど、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組を進めます。

○ **地域子育て支援拠点事業の推進**

- ・市町において、地域子育て支援拠点事業（子育て家庭の交流の促進、子育てに関する相談の実施、子育て支援情報の提供など）が推進されるよう支援します。

○ **一時預かり事業の促進**

- ・市町において、一時預かり事業（家庭において子育てが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かる事業）が推進されるよう支援します。

○ **子ども・子育て応援センター事業（こころんだいやる）による支援**

- ・子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、電話相談や面接相談により子どもや保護者から寄せられる相談に対して必要な支援を行います。

○ **保護者への児童虐待防止に関する学習・啓発**

- ・学校や幼稚園、保育所などにおいて、児童虐待防止に関する学習や啓発が行われるよう支援します。

(3) 子ども自らの人権意識の向上

○ **子どものための相談窓口による支援**

- ・子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、子どもや保護者からの悩み相談に応じるとともに、民間団体とも連携して、子どもの相談窓口を充実します。

○ 子どもへの児童虐待防止に関する学習・啓発

- ・学校や幼稚園、保育所などにおいて、児童虐待防止に関する学習・啓発活動が子どもに対して行われるように働きかけます。また、子ども自らが暴力から身を守る力をつけるプログラムも活用するよう支援します。

○ 乳幼児とのふれあいの推進

- ・小学校高学年から高校生までの子どもが、保健センター、児童館、公民館、幼稚園、保育所などで乳幼児とふれあう機会が提供されるよう支援します。

行動目標Ⅱ 児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

児童虐待の重篤化を防ぐために、関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組みます。

施策の方向性

保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難に陥る家庭を早期に把握していきます。

そのため市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

具体的取組

(1) 保健・医療・福祉の連携による早期発見と支援

○ 妊娠期、乳幼児期を通した育児への助言等

・市町において、母子保健事業（母子健康手帳の発行、両親学級、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診や相談活動など）、乳児家庭全戸訪問事業などのあらゆる機会を捉えて、発生予防の観点から支援が行われ、また、要支援家庭等を早期に発見し、適切な育児支援が行われるよう情報提供や助言をします。

・保健所は、市町の母子保健事業や個別の困難ケースの対応について、関係機関と連携し、地域の実情に応じて、広域的・専門的な支援を行います。

○ 要支援家庭に関する医療機関から市町への情報提供について

・出産前も含め早期に養育支援を行うことが必要であると判断した家庭について医療機関から市町へ情報提供し、情報を共有していくよう働きかけます。

○ 産科・小児科などの医療機関と連携した継続的支援について

・市町が医療機関と連携し、ハイリスク妊産婦や新生児などの支援が必要な者を早期に把握するとともに、市町において訪問活動等により母子の健康の確保が図られるよう協力します。

・市町において、一時預かりやショートステイ等の地域の子育て支援情報が医療機関に提供されるよう協力を求めます。

・保健所は、地域における産科、小児科、精神科などの医療機関との連携を強化し、適切な情報提供と切れ目ない支援が実施されるよう、連絡会議などにより調整を図ります。

○ 産後の母子を支援する仕組み

- ・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子に対する支援を推進します。

○ 保健医療従事者の研修機会の確保

- ・保健医療従事者（産科・小児科・精神科などの医師、保健師、助産師、看護師など）の協力を得て、要支援家庭等の早期把握、支援の強化ができるよう、関係者の研修機会を確保します。

(2) 特に養育支援が必要な家庭に対する支援

○ 養育支援を必要とする家庭への訪問

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

○ ショートステイの充実

- ・育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられるよう体制の確保を支援します。

- ・この事業を推進するために、里親、児童委員、保育士、教員、児童指導員の有資格者などを受入れ先として確保するための事業を行います。

○ 要保護児童等の出席状況の把握と安全確認

- ・早期発見・早期対応のため保育所や学校から市町、子ども家庭相談センターに定期的な情報提供が行われるよう仕組みづくりを進めます。

○ 居住実態が不明な児童の把握

- ・要保護児童対策地域協議会において関係機関が情報を共有し、連携して対応できるよう市町マニュアルを改訂し対応を示します。

また、子ども家庭相談センターは市町と連携し虐待発生とその深刻化を予防するため常に状況把握に努めます。

○ 保育所・認定子ども園の利用申し込みの勧奨および入所選考における配慮

- ・市町において、児童虐待防止の観点から、保育所・認定子ども園での保育が必要な子どもの保護者に保育所の利用申し込みを勧めるとともに、入所選考にあたって配慮するよう働きかけます。

○ 精神障害などの保護者への支援

- ・保健所や精神保健福祉センターは、要支援家庭等の保護者に精神障害やその疑いがある場合やアルコール依存症などアルコールに関する問題がある場合などに、市町と連携し、専門的立場から支援を行います。

○ 要保護児童対策地域協議会としての情報共有、支援連携

- ・市町において、要保護児童対策地域協議会を中心に、構成機関による要支援家庭等に関する情報提供や、連携した支援が日常的にされるよう支援します。

行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア

基本目標

社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。

施策の方向性

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるように、社会資源の充実を図ります。

また、社会的養護のもとにある子どもたちが、家庭的な環境で安心して安全な生活ができるような生活環境を整備します。

具体的取組

(1) 一時保護機能の充実

○ 一時保護所の機能充実

- ・適時に必要な保護ができるよう、一時保護所の機能強化を図ります。

- ・子ども家庭相談センターは、一時保護やその解除などを行う際には、児童福祉司による社会診断だけでなく児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断により、アセスメント機能を十分に高めます。

○ 子どもへの支援

- ・社会生活を営んでいく上で、対人関係等を上手く結べるようソーシャルスキルトレーニングの実施や学習支援の充実を図ります。

- ・外国籍の子どもの保護については、多文化、多国籍へ対応できるよう配慮します。

○ 地域の社会資源を生かした仕組みづくり

- ・里親やファミリーホームなど地域の社会資源を生かした一時保護を推進します。

(2) 児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備

○ 措置を要する要保護児童の受入体制の整備

- ・地域小規模児童養護施設やファミリーホームの設置、新規里親の登録などにより、要保護児童の受入体制を整備します。

○ 家庭的養護の促進

- ・子どもが家庭的な環境で生活していけるよう、施設の小規模化を進めるとともに、子どもの持つさまざまな課題に対応できるよう専門性の強化を

進める等支援体制の充実を図ります。

○ 里親委託の拡大および里親支援の強化

- ・ より多くの子ども達が家庭的な環境で生活できるよう里親の委託拡大に努めます。

また、里親の資質向上を図るとともに、子ども達を養育する里親が子育ての不安感、負担感を持たないように相談支援の充実を図ります。

- ・ 市町の協力を得ながら、全ての中学校区に少なくとも1家庭の里親登録に向け、里親制度についての広報啓発を進めます。

- ・ 社会的養護や里親制度への理解を促進するため、里親希望者や里親に対する研修（基礎研修、認定前研修）を行います。

○ 子どもの状況にあった施設、里親への措置

- ・ 子ども家庭相談センターで子どもの社会診断、心理診断、行動診断等を実施し、子どもの状況や家庭状況等を見極めて施設や里親へ措置していきます。

○ 施設と里親の機能分担の検討

- ・ 施設の専門性や専門里親の活用、新生児の里親委託、ホームステイのシステムも含め、施設と里親の機能分担を検討します。

(3) 子どもの権利擁護・被虐待児童等へのケアの充実

○ 子どもの権利擁護

- ・ 児童養護施設等やファミリーホーム、里親のもとで生活する子どもの権利を擁護するため、「子どもの権利ノート」を作成、配布し、子どもが守られるべき権利を学べるよう支援します。

- ・ 児童養護施設等やファミリーホームにおいて、「滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」による実地調査を行い、子どもの意見や苦情に客観的かつ専門的な立場から適切に対応することにより、子どもが施設等において安心して生活できるよう支援します。

- ・ 児童養護施設等、ファミリーホーム、里親、一時保護所などで被措置児童等虐待（施設内虐待）があった場合には、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会（以下「児童虐待事例検証部会」という。）による検証または、同部会からの意見聴取を行い、再発防止に努めます。

○ 施設における子どものケアの充実・強化

- ・児童養護施設等における心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置、小規模グループによるケア体制の整備などをおして、虐待を受けた子どもに対するきめ細やかなケアと自立のための支援を行います。

- ・児童虐待を受けた子どもに対する障害児入所施設における自立支援や権利擁護等の支援の充実に努めます。

- ・児童養護施設等に入所する子どもが里親など家庭での生活を体験する機会（ホームステイ）を確保します。

- ・子ども家庭相談センターは、児童養護施設等への入所時に、子どもの家族情報・家庭環境・援助方針などの情報を施設に提供します。

また、児童養護施設等における児童自立支援計画の策定に際し、必要な協力を行うとともに、策定された児童自立支援計画に基づき子どもへのケアが行われるよう支援します。

- ・施設内で生じる困難事例や問題に関して、組織として対応できる危機管理体制の整備や、全職員が情報を共有し参加できる風通しのよい施設運営に向け働きかけます。

また、施設内で生じる困難事例に対応するため、必要に応じ、ケースマネジメントアドバイザー事業により弁護士、社会福祉士、臨床心理士などの派遣を行います。

- ・児童養護施設等に障害のある子どもの入所が増えており、入所後のケアも含め、障害児施設との連携を図ります。

- ・児童養護施設等が、所在する地元の小・中学校と連携を図り、入所児童に対して、学習支援に取り組むよう助言、指導します。

○ 里親家庭への支援

- ・心理面をサポートする心理指導員を派遣して、里親の悩みや子どもの心理的ケアを行います。

- ・里親家庭の家事などを援助するための家事援助員の派遣を行います。

- ・里親サロンやピアカウンセリングなど、里親同士が交流、情報交換し、悩みなどを気軽に相談できる場を提供します。

- ・児童養護施設等や里親において、里親に委託された子どもを一時的に預かるレスパイトの場を提供します。

- ・子ども家庭相談センターは、子どもの成長、発達に応じた適切な養育支援を行うため、里親への委託時に、子どもの家族情報・家庭環境・援助方針などの情報を里親および里親が居住する市町に提供します。

- また、委託された子どもの児童自立支援計画を策定したうえ、これに基づき、定期的に里親家庭を訪問するなどにより支援するとともに、必要に応じて里親の居住する市町および関係機関に協力を求めます。

○ 援助技術の向上

- ・児童養護施設等やファミリーホームの職員、里親の援助技術の向上のための研修を行うとともに、児童養護施設等においても主体的に研修に取り組むよう助言、指導します。

- ・児童養護施設等に施設間の人事交流を行うよう助言、指導します。

○ 措置児童の支援のための子ども家庭相談センターの組織づくり

- ・児童養護施設等やファミリーホームに入所または、里親に委託した子どもへの支援のために、児童福祉司や児童心理司の充実など、子ども家庭相談センターの組織体制の強化を図ります。

○ 子どもを治療する医療体制の検討

- ・児童虐待や発達障害によって精神的なケアを要する子どもを治療する医療体制について検討します。

行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

基本目標

社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した社会生活を送れるように、子どもの支援に取り組めます。

施策の方向性

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもと保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

また、18歳を迎え、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携、協力して子どもの自立を支援していきます。

具体的取組

(1) 家庭復帰、自立支援

○ 家庭復帰に向けた取組

- ・子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関で連携し地域で子どもを見守り支援していきます。

- ・家庭復帰にあたって、子ども家庭相談センター、市町、関係機関等と意見が異なる場合等は必要に応じて社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会に意見を求めます。

- ・対応が困難な保護者に対しては、情報を共有し施設と子ども家庭相談センターが連携して対応していきます。

- ・子ども家庭相談センターにおける親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進めるため、児童福祉司、児童心理司などによる対応チームを編成するとともに、研修など職員の専門性の向上を図ります。

- ・子ども家庭相談センターは、保護者に対する精神科医などのカウンセリングを行います。

○ 児童養護施設、里親等との連携

- ・子ども家庭相談センターは、児童養護施設等の家庭支援専門相談員や里親に対して、家族の関係調整などを行うための指導・助言や支援を行います。

- ・家庭支援専門相談員の専門性を確保するとともに、里親も含め、市町の要保護児童対策地域協議会への参加など関係機関との連携を図るよう協力を求めます。

○ **市町、市町の要保護児童対策地域協議会との連携**

- ・子ども家庭相談センターは、児童養護施設等退所後または里親委託解除後の子どもの在宅支援に向けて、施設入所中（委託中）から、市町、市町の要保護児童対策地域協議会と連携します。

(2) 施設退所後の自立に向けた支援

○ **施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり**

- ・児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもの自立支援の仕組みづくりをするため、施設、里親、行政による協議会を開催します。

○ **退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり**

- ・児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じた就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い自立に向けた仕組みづくりを進めます。

- ・児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもたちについて、企業、団体等と連携しながら就労支援の仕組みづくりを進めます。

○ **大学進学等自立生活支度費、就職支度費の支給**

- ・児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや里親から委託解除される子どもが大学などへ進学、または就職をする場合の生活費および生活費などの一部に当てるための支度金を支給します。

○ **身元保証人確保対策事業による支援**

- ・児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや里親から委託解除される子どもの就学・就労やアパート入居などに当たり、施設長や里親等が保証人となった場合の万一の事故発生の損害賠償に備えて、身元保証人確保対策事業により支援を行います。

○ **自立援助ホームの支援**

- ・児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に取り組みます。

○ 退所後（委託解除後）の子どもの相談、交流支援事業の検討

- ・ 児童養護施設等やファミリーホーム、里親のもとで生活する子どもの自立に向け、退所前（委託中）から退所後（委託解除後）を通じた就業や社会生活の学習、相談、退所（委託解除）した子どもの相互交流などを行う仕組みを検討します。

行動目標Ⅴ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

基本目標

児童虐待への対応を強化するために、子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図ります。

施策の方向性

児童虐待相談が増加していること、また、その背景として、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因が複雑に絡まっている状況があり、児童虐待の問題は容易に解決できるものではなくなっています。このため子ども家庭相談センターは組織としての高い専門性を発揮し、他機関と効果的な連携を行う等機能強化に取り組みます。

また、市町や関係機関との積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

具体的取組

(1) 子ども家庭相談センターの機能強化

○ 新たな子ども家庭相談センターの設置

・中央子ども家庭相談センターの管轄地域を分割し、大津市と高島市を管轄する新たな子ども家庭相談センターを設置します。喫緊の課題である児童虐待への対応はもちろんのこと、子ども家庭相談センターに求められている他の相談種別への対応についても、適切な対応が図れるように体制を整えます。

・個別ケース検討会議への出席など市の虐待対応部署を窓口とした連携はもちろんのこと、管内の母子保健関係機関や医療機関等との情報共有やケース検討にも積極的に取り組みます。

○ 中央子ども家庭相談センターの中央機能の強化

・法律改正等の国の動向や、社会情勢の変化等による新たな課題の発生に伴う現場での問題の把握と、その対応方策等についての、各センター間の情報共有と統一した対応の実施を図ります。

・施設への措置状況や各施設の空き状況を定期的に把握し、各センター間で情報共有を行い、子どもにとって必要な措置の迅速な実施につなげます。

また、里親登録はしているが、子どもを委託されていない里親の意向の定期的な把握を行い、迅速で的確な里親委託実施のための情報整理を行い、各センター間で情報共有を行います。

- ・重篤事例の発生時等の緊急対応や、高度に困難なケースが発生した場合の、初動時の応援やバックアップの調整を行います。

- ・新任職員に対する研修、中堅職員に対する研修および先進的なアセスメント手法や家庭復帰プログラムなど新たな援助技術に関する研修を実施します。

○ 彦根子ども家庭相談センターの町支援の強化

- ・家庭児童相談室を持たない町の児童虐待対応等を支援するために、子ども家庭相談センターの研修に県子ども家庭相談室職員が参加するなどし、県子ども家庭相談室の、ケースの緊急性や危険性を判断する力を向上させ、スーパーバイズ機能を高め、町主担当ケースの効果的な支援を促進します。

- ・町の担当職員を集めた会議を開催し、子ども家庭相談センターと町との情報共有および町間の情報共有を促進することで、町の児童虐待対応の充実を図ります。

○ 一時保護所の機能充実

- ・適時に必要な保護ができるよう、一時保護所の機能強化を図ります。

- ・子ども家庭相談センターは、一時保護やその解除などを行う際には、児童福祉司だけでなく児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断により、アセスメント機能を十分に高めます。

○ 人材の確保と育成

① 学校等との連携による新卒者の確保

- ・実習指導者の設置により子ども家庭相談センターにおいて実習体制を整備し、学生の相談援助実習を行い、採用につなげます。

- ・福祉系の大学と連携し、採用について説明の場を設定するほか、現地説明会を実施するなど、積極的な学生への働きかけにより採用につなげます。

- ・福祉人材センターが開催する就職説明会等において、ブースを設け、子ども家庭相談センター職員が仕事の意義や魅力を語り、直接アピールして採用につなげます。

② 児童福祉司等の即戦力の確保

- ・社会福祉士会へ出向いたり、児童相談問題研究会等のメーリングリストを活用し採用募集の周知を徹底します。

- ・児童福祉施設経験者、施設勤務職員、社会福祉士や保育士などを対象に児童福祉などのネットワークを活用して人材の掘り起こしを行い、募集の周知の徹底を図ります。

- ・教職員など児童福祉司の任用資格要件を有する人材の活用を図ります。

- ・施設の児童指導員、生活保護ケースワーカー経験者の活用を図ります。

③ 今後の人材育成の取組

- ・職員一人ひとりが「強み」をさらに伸ばし、職員がその持てる能力を最大限発揮することができるよう、効果的な人材育成を進めるため、人材育成方針を策定し、職員のキャリアを通じた長期的、計画的な人材育成を着実に進めます。

- ・児童福祉担当職員としてケースの緊急性や危険性を判断するアセスメント能力、保護者や関係者との問題解決に向けた調整を図るための折衝・交渉能力の向上を図ります。

- ・若手職員の専門性の向上を図るため、OJTや外部研修などを通じ専門的技術等の継承を確実に行います。

- ・児童相談に関する教育・訓練・指導のスーパーバイズ機能を強化し、チームとしての総合力が発揮されるようスーパーバイザーの育成に力を入れます。

④ 体系的な教育システムによる職責に応じた専門性の向上

- ・職員一人ひとりが自らに求められる役割を自覚し、児童福祉のプロフェッショナルとして、職務についての知識を深め、専門性の向上を図るため、計画的・体系的に学ぶ教育体系の仕組みを階層別（新任・新採、中堅職員、スーパーバイザー）に整備します。

- 新任・新採職員・・・基礎的知識の習得等

- 中堅職員・・・困難ケースへの対応や他機関との連携等

- スーパーバイザー・・・効果的な指導助言等

⑤ 新任児童福祉司指導体制の強化

- ・ 新任児童福祉司への助言・指導を行うアドバイザーの活用など、指導体制の強化を検討します。

⑥ 新任児童福祉司援助活動支援ガイドライン

- ・ 新任児童福祉司援助活動支援ガイドラインを策定し、新任児童福祉司の専門能力の到達目標を段階別に示し、新任児童福祉司と指導者が自己到達度を確認することにより、業務における自己研鑽、教育を行います。

⑦ OJTによる実務の習得

- ・ 先輩職員（育成担当者）が新人職員（担当者）に対し、業務を遂行する上で必要な業務スキルを教えるとともに、職場の不安や悩み等に対するメンタルケアを実施します。

⑧ スーパーバイズ層の育成

- ・ 福祉系大学と連携し、スーパーバイズに必要な専門性の向上を図ります。

⑨ ジョブローテーションの構築

- ・ 本庁機関、健康福祉事務所、関係施設など複数の業務や職場を経験することにより、職員が幅広い視野や知識を修得し、専門性の向上を図るため、ジョブローテーションの仕組みを構築します。

⑩ 中堅児童福祉司育成ガイドラインの作成

- ・ 中堅児童福祉司育成ガイドラインを策定し、中堅児童福祉司の目指す姿、獲得すべき専門能力や指導力（人材育成能力）を示し、自己到達度を確認することにより、課題を発見し、自己成長のための研修計画を立て、専門能力の向上を図ります。

⑪ 業務マニュアルの作成

- ・ 担当職員の対応の平準化を図るため業務マニュアルを作成します。

○ 24時間通告受付・相談体制

- ・ 子ども家庭相談センターは、夜間・休日に、電話相談員を配置し、24時間体制で、県民からの通告・相談や市町からの相談に対応します。

○ 48時間以内の安全確認

- ・ 子ども家庭相談センターは、通告（相談・情報提供などを含む。）または市町からの送致があれば、必要に応じて保健所、市町、警察その他関係機関などの協力により、速やかに対応し、48時間以内に、立入調査など

子どもを直接目視することを基本とする安全確認を行うとともに、必要に応じて一時保護を行います。

また、市町の要保護児童対策地域協議会における協議などを踏まえた市町からの立入調査や一時保護の実施に関する通知についても、同様の対応を行います。

○ アセスメント機能の強化

・子ども家庭相談センターは、一時保護や施設入所措置、その解除などを行う際には、児童福祉司による社会診断だけではなく児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断によりアセスメント機能を十分に高めます。

・「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生した場合は、虐待の対象となっていない子どもも虐待を受ける危険度が高いことから、虐待の対象となっていない子どもについてもアセスメントを行うなど、適切な対応を行います。

○ チーム体制による問題解決のための支援の強化

・子ども家庭相談センターは、保護者の養育力の向上、子どもの症状の改善などを効果的に進めるために、児童福祉司と児童心理司のチームにより、支援を行います。

○ ケースの進行管理の徹底

・子ども家庭相談センターは、ケースのリスク管理を確実に行うため、子どもごとに児童記録を作成するとともに、進行管理台帳を基に、教育・訓練・指導担当児童福祉司などによる、すべてのケースの進行管理を徹底します。

○ 組織体制の強化

・児童福祉司や児童心理司の充実、保健師の配置、遠隔地に対する対応など子ども家庭相談センターの体制強化を図ります。

○ 専門性の確保

・子ども家庭相談センターは、子どもや保護者の意向に反して支援する必要が生じるなど、他の福祉分野の経験とは異なる専門性が強く求められることや、最近では性的虐待など特殊な面接技法が必要となってきたことから、児童福祉司をはじめとする、職員に対する研修の充実を図ります。

・子ども家庭相談センターの組織としての専門性を保持し、伸ばしていく観点を踏まえた児童福祉司の任用を行います。

○ 法的対応の強化

- ・子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使するため、個別ケースについて、ケースマネジメントアドバイザーである弁護士からの助言を得るとともに、家庭裁判所への弁護士による代理人申請等について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行います。

○ 医療機能の強化

- ・医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携を図り、必要に応じて市町へ情報提供を行います。

○ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会（以下「児童措置審査部会」という。）の活用

- ・子ども家庭相談センターは、個別ケースの取り扱いを含め県子ども・青少年局と連携を密にするほか、施設入所措置や措置解除などが子どもや保護者の意向と一致しない場合や市町、関係機関等と意見が異なる場合において、専門家の意見を聴取するための児童措置審査部会を積極的に活用します。

○ 重症事例の検証

- ・児童虐待の重症事例が発生した場合は、市町と協議し児童虐待事例検証部会による検証を行い、再発防止に努めます。

○ 市町への技術的援助

- ・子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会の一員として、ケースの情報を積極的に提供するとともに、ケースの状況確認、援助方針および関係機関との役割分担についての助言を行うなど技術的援助を行います。

- ・県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）は、町の要保護児童対策地域協議会の一員として、児童家庭相談の助言を行います。

○ 児童家庭支援センターの機能強化

- ・子ども家庭相談センターの補完機能や里親支援なども含め、児童家庭支援センターの機能強化に向けた検討を行います。

○ 業務マニュアルの作成

- ・職員の対応能力の平準化を図るとともに、知識や専門性を発揮できるよう業務マニュアルを作成します。

(2) 市町との連携

○ 市町との緊密な連携と情報共有

- ・子ども家庭相談センターの初期対応からその後の継続的な対応への引き継ぎや、一時保護の解除時や、施設入所措置の解除時など、子どもに対する支援に変化が生じた場合の市町との情報共有をこれまで以上に徹底し、子どもへの支援に切れ目が生じないようにします。

○ 市町職員の専門性を高めるための研修の開催

- ・子ども家庭相談センターが専門職員のために実施している研修について、市町の相談員にも参加を呼びかけ、市町の児童家庭相談の力量の向上を支援します。

○ 子ども家庭相談センターの専門性を活用した援助

- ・市町の個別ケース検討会議において、児童福祉司や児童心理司が、当該ケースに関するアセスメントの結果や支援計画について専門的な見地からの助言指導を行うことにより、市町の援助活動が円滑に進むように、市町を支援します。

○ 県子ども家庭相談室と連携した日常的な支援

- ・家庭児童相談室を持たない町の児童虐待対応等を支援するために、子ども家庭相談センターの研修に県子ども家庭相談室職員が参加するなどし、県子ども家庭相談室のスーパーバイズ機能を高め、町主担当ケースの効果的な支援を促進します。(再掲)

○ 子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施

- ・子ども家庭相談に係る組織体制も含めた市町の状況を把握し、それに基づいた市町と子ども家庭相談センターの連携をさらに進めるとともに、これまで以上に効果的な市町への助言等支援を実施するために、市町ごとに、効果的な支援方策や連携上の課題を話し合う場を設けます。

○ スーパーバイザー派遣の充実

- ・ソーシャルワークに精通したスーパーバイザーを市町に派遣し、市町の取り組む支援の充実を図ります。また、市町の児童虐待対応等に対するスーパーバイザーの評価をフィードバックするなどして市町の対応向上につなげ、児童虐待対応に係る機能強化を支援します。

○ 先進的な取組事例等の周知

- ・各市町の児童虐待対応に向けた先進的な取組について、広く県内の市町に紹介し、県内市町全体の、子ども家庭相談の対応力向上を図ります。

○ 緊急性のある重篤事例へ対応するための体制の更なる強化

- ・子どもの命にかかわるような重篤な児童虐待事例の初動対応について、情報伝達の系統や、情報収集の方法をあらかじめ整備するなどし、子ども家庭相談センターと市町および子ども・青少年局が一体となって、緊急性のある重篤事例へ対応するための体制を構築します。

○ 市町向けマニュアルの改訂

- ・市町とも連携しながら、ワーキンググループを立ち上げ、具体的事例への対応について研究し、それをもとに市町向けマニュアルを改訂します。

○ 研修会の開催

- ・研修で事例検討を実施し、通告があった以後の対応等について具体的に学ぶ機会を設け市町職員の対応能力を高めます。

○ 役割分担の明確化

- ・子ども家庭相談センターと市町が相互理解に基づく効果的な連携を行うため、役割分担の明確化に向けた指針が活用されるよう周知徹底します。

・市町が自ら対応することが困難と判断した場合（児童福祉法第27条措置、医学的・心理学的判定、立入調査や一時保護が必要な場合を含む。）には、子ども家庭相談センターへ文書により送致するよう協力を求めます。

市町から送致を受けた子ども家庭相談センターは、できるだけ早く、援助方針を、文書により市町に送付します。

- ・市町が送致後に立入調査や一時保護の実施が必要であると認める時は、子ども家庭相談センターに通知するよう協力を求めます。

・子ども家庭相談センターは直接通告による初期対応の結果、または市町から送致後の効果的な支援の結果、市町で対応が可能と判断した場合は、援助方針を明確にし、市町の要保護児童対策地域協議会での協議を踏まえ、市町に主担当機関を移します。

- ・子ども家庭相談センターは、直接通告を受け、情報収集する中で必要な場合、市町の調整機関や要保護児童対策地域協議会に家族や支援などに関する情報を提供します。

○ **関係機関同士が情報共有するためのアセスメントシートの活用と標準化**

- ・子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報を共有するための、県内統一のアセスメントシート活用を図るとともに、より機能的なアセスメントシート、その他各種記録様式の標準化を推進します。

○ **ケースの進行管理**

- ・子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会（実務者会議）において、市町のケースとのすり合わせを行うことによって、ケースの進行管理を行います。

○ **虐待家庭等の転入転出に伴う市町間の情報提供のルールの徹底**

- ・子ども家庭相談センター、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）および市町は、児童虐待を行っているまたは疑いのある家庭が転居した際には、転居先の自治体（県外も含む。）に情報提供を行います。

○ **県と市町の人事交流**

- ・県と市町との連携強化や職員の専門性の向上のため、子ども家庭相談センター職員と市町の児童福祉司任用資格をもつ職員との人事交流を検討します。

○ **体制の充実**

- ・市町の児童家庭相談業務や調整機関業務を担当する部署において、組織としての責任者を明確にするとともに、常勤の専門職員の確保や多様な専門職員の配置など、体制充実が図られるよう支援します。

- ・市町の福祉、保健、教育等関係部署の連携体制を強化し、夜間、休日の相談に適切な対応がなされるよう支援します。

- ・児童の通告（相談、情報提供も含む。）があった場合、速やかに受理会議を開催し、情報収集を行うとともに、直接目視等の方法による子どもの安全確認を行うよう連携し協力します。

- ・市町独自の相談・支援マニュアルが作成されるよう連携し協力します。

○ **職員の専門性の確保**

- ・市町職員の専門性を確保するため、児童家庭相談業務に関する研修を管理職・実務者別、基礎・専門別など、業務や経験に応じて行います。

- ・国の市町村児童家庭相談援助指針にもとづき、児童福祉司を配置するため、その資格取得に向けた研修を行います。

- ・市町の相談業務を支援するため、ケースの法的対応や支援方法を助言する弁護士や社会福祉士、臨床心理士、学識経験者および外国人家庭からの相談に対する通訳者などを派遣するケースマネジメントアドバイザー事業を実施します。

また、アドバイザーの属する職能団体等で児童虐待に関する学習会が確保されるよう連携した取組を進めます。

○ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関として、代表者会議および個別ケース検討会議を継続的に開催するとともに、実務者会議の3か月に1回以上（市町の実情に応じ全ケースの見直しに必要な回数）の開催による主担当機関や支援方法の確認など、全ケースの進行管理を行うよう支援します。

- ・重症事例については県が行う検証作業に参加・協力するとともに、日頃から、要保護児童対策地域協議会などにおいて、ケースの自己点検や関係機関における再発防止に向けた検証を行うよう支援します。

- ・「市町向け子ども虐待対応マニュアル」の活用を促進するとともに、研修およびスーパーバイザーの派遣を行います。また、スーパーバイザーとなる人材を確保します。

（３）関係機関との連携

○ 施設・里親支援

- ・措置児童等への支援充実のため、施設・里親担当の児童福祉司を配置して、施設・里親による子どもの養育状況を詳細に把握し、きめ細かい助言指導に努めるなど、措置児童への支援を充実させます。特に里親については、措置後からの手厚い支援が必要であり（「児童相談所運営指針」（厚生労働省））、里親に委託された児童が安定した生活を送ることができるように、里親への支援の充実を図ります。

○ 新規里親の開拓

- ・社会的養護は、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに対して提供されるものです。したがって、できる限り家庭的な養育環境を提供するため、里親支援機関とともに新規里親の開拓に向けた取組を進めます。

○ 保健・医療・福祉関係機関との連携

・児童虐待の早期発見・早期対応を図るためには、多くの子どもや保護者と接し、その心身の状態を把握する機会がある、母子保健機関や産科や小児科をはじめとする医療機関および児童発達支援センター等と子ども家庭相談センターとの連携を強化する必要があります。

早期発見・早期対応に向けた円滑な連携のため、保健・医療・福祉関係機関の情報共有と意見交換の場づくりを進めます。

○ 性的虐待に関する専門機関との連携

・性的虐待への対応については、発見当初の受診だけでなく、場合によってはその後の法的対応において、医療機関からの協力を得ることが不可欠であり、専門機関との連携を深めます。

○ 児童家庭支援センターとの連携

・児童家庭支援センターは、児童虐待や発達障害児等に対するケアなど、専門的な援助が必要な子どもや家庭に対し、早期に支援を展開して児童相談所機能を補完するとともに、市町の取り組む児童家庭支援をバックアップする児童福祉の専門援助機関です。

県内では、現在、児童福祉施設を運営する社会福祉法人を1か所設置しているが、専門的な知識および技術を必要とする子ども家庭相談の充実のために、児童家庭支援センターの機能強化を図ります。

○ 法的対応の強化に係る連携

・子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使するために、家庭裁判所への弁護士による代理人申請等について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行います。(再掲)

・臨検・捜索等に関わる研修への参加を継続し、法的対応力の向上に努めます。

・子どもの保護に向けて、子ども家庭相談センターと警察署、県子ども・青少年局と警察本部少年課のそれぞれにおいて、相互に情報交換を行うための連携体制の整備を進めます。

○ 家庭裁判所、地方検察庁との連携

・家庭裁判所、地方検察庁と子ども家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。

○ 学校や幼稚園、保育所における組織体制の整備、市町の要保護児童対策地域協議会への参加、役割分担

- ・ 県立学校は、児童虐待対応教員を中心に、虐待のおそれのある子どもを発見した場合の速やかな通告や通告後の市町の要保護児童対策地域協議会への参加、役割分担など、早期発見・早期対応に向け、組織体制づくりを行います。

- ・ 上記以外の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校には、児童虐待対応教員（職員）を中心に、虐待のおそれのある子どもを発見した場合の速やかな通告や通告後の市町の要保護児童対策地域協議会への参加、役割分担など、早期発見・早期対応に向けた組織体制を確立するよう働きかけます。

- ・ 虐待を受けた子どもに対する心身のケア等、小・中学校における取り組みを支援します。

○ 医療機関における組織体制の整備、市町の要保護児童対策地域協議会への参加

- ・ 虐待の診断など法医学の医師と協力・連携や医療機関向けの啓発シートの活用などにより、医療機関から通告しやすい体制の整備を行います。

- ・ 病院には、児童虐待の早期発見・早期対応のため、病院内における対応職員の配置や、さまざまな診療科が連携して組織対応できる体制づくりに向けて取り組むよう働きかけます。

- ・ 各地域の医師会、歯科医師会、各病院・診療所に対し、児童虐待防止の啓発と、市町の要保護児童対策地域協議会への参加に協力を求めます。

○ 関係機関の研修

- ・ 学校や幼稚園、保育所、医療機関、警察など子どもを支援する機関に対し、研修の機会を確保するとともに、それぞれの機関においても主体的に研修に参加できる環境づくりが行われるよう協力を求めます。

行動目標Ⅵ 児童虐待の視点を持った配偶者からの暴力（DV）の防止

基本目標

子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れのある、配偶者からの暴力（DV）の防止を図ります。

施策の方向性

配偶者からの暴力（DV）は、同居する子どもへの心理的虐待となるだけでなく、加害者の暴力が子どもへも向き身体的虐待となったり、心身の傷ついた被害者による子どもの養育がネグレクトとなるなど、虐待の拡大にもつながるため、児童虐待対応を意識したDV対応に取り組みます。

具体的取組

○ 広報啓発

- ・子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発します。

○ 児童虐待相談とDV相談の連携

- ・県や市町において、児童虐待相談を担当する部署と、DV相談を担当する部署が連携し、情報交換を行い、相談対応に取り組みます。

第6章 計画の推進に向けて

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

県は、本計画に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、家庭復帰、子どもの自立支援と切れ目のない支援のため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進に当たっては、行政のみならず、県民や関係機関の取り組みに負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分に果たされるよう必要な支援、情報提供を行います。

また、児童虐待を受けた子どもが、安全に安心して生活していけるよう、市町や関係機関等と連携して、子どもと保護者を支援していきます。

市町に対しては、子ども家庭相談センターが専門性を発揮し、助言指導、後方支援することで県全体の相談機能の強化を図ります。

(2) 市町の役割

市町は子ども家庭相談の窓口であり、また、要保護児童の通告先です。

住民に身近な機関として、保健・福祉・教育等子どもに関わる業務の中で、子ども家庭相談センターと連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等切れ目のない支援をしていくことが求められます。

(3) 関係機関の役割

複雑化、困難化する児童虐待相談に対応するためには、子ども家庭相談センターや市町だけでなく、保健・医療機関・福祉・教育、警察、司法機関等が連携して、それぞれの専門性を発揮していくことが必要です。

(4) 県民の役割

児童虐待は、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあり、子どもに対する最も著しい権利侵害です。

児童虐待が及ぼす影響、地域の子どもの見守り、育てることの重要性、通告の意味や通告先について理解し、社会全体で取り組んでいく課題としてとらえ、県民、民間団体、企業等が、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組むことが期待されます。

2 計画の推進体制

- (1) 県全体で、関係機関が相互に連携を図りながら、児童虐待防止の総合的な施策の推進に取り組んでいきます。
- (2) 県は、県域における福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、連携を図りながら、計画の推進を図ります。
- (3) 県は、県民に計画を積極的に周知するとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、家庭復帰、自立支援等にあたっては、市町、警察などの職務上関係する機関等と連携していきます。

3 計画の進行管理

(1) 点検評価・進行管理

県は、PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、進行管理を行い、その結果をホームページなどにより公表します。

(2) 計画の見直し

なお、計画の期間内であっても、新たに盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて、見直しを行います。

滋賀県児童虐待防止計画数値目標一覧

指 標		現 状	目 標
		平成25年度 実績	平成31年度
1	一時預かり事業の実施		
	幼稚園の在園児を対象とする預かり保育利用者数	—	市町子ども・子育て支援事業計画による
	一時預かり事業利用児童数	54,928人	市町子ども・子育て支援事業計画による
2	地域子育て支援拠点事業利用者数	433,401人	市町子ども・子育て支援事業計画による
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者数	207人	市町子ども・子育て支援事業計画による
4	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）利用者数	2人	市町子ども・子育て支援事業計画による
5	乳児家庭全戸訪問事業実施率	88.6%	市町子ども・子育て支援事業計画による
6	養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	9市町	全市町
7	措置を要する要保護児童の受入可能数	396人 [H26.3.1現在]	420人
8	養育里親登録数	144家庭 [H26.3.31現在]	180家庭
9	児童養護施設および里親のもとで暮らす子どもの進学率および就職率	88.6%	100.0%
10	スーパーバイザー派遣事業を利用している市町数	12市町	全市町
11	児童虐待相談等関係職員研修の市町職員（教員除く）受講者数	230人	1,500人